

## 千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号、以下「条例」という。）が改正され、条例で定める行政庁が行う聴聞及び弁明の機会の付与に係る不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示送達の方法が改正されたことに伴い、千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成23年千葉県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）に条項ずれが生じたため、これを解消するための改正を行った。

### 2 改正の内容

規則第2条中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改めた。

### 3 施行期日

令和8年5月21日